

広島県告示第三百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県呉市安浦町市原、同町中畑及び同町下垣内地内	
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
エナリ谷川（一〇）	土石流	次の図のとおり
市原川（一a）	土石流	次の図のとおり
市原川（一b）	土石流	次の図のとおり
泉谷川（一八）	土石流	次の図のとおり
中ヶ原川（一九）	土石流	次の図のとおり
中畑川支川（二七）	土石流	次の図のとおり
田之原川（五〇〇九）	土石流	次の図のとおり
市原川（七五一〇）	土石流	次の図のとおり
泉谷川（二八隣b）	土石流	次の図のとおり
中ヶ原川（一九隣d）	土石流	次の図のとおり
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
エナリ谷川（一〇）	土石流	次の図のとおり
市原川（一a）	土石流	次の図のとおり
市原川（一b）	土石流	次の図のとおり
泉谷川（一八）	土石流	次の図のとおり
中ヶ原川（一九）	土石流	次の図のとおり
中畑川支川（二七）	土石流	次の図のとおり
田之原川（五〇〇九）	土石流	次の図のとおり
市原川（七五一〇）	土石流	次の図のとおり
泉谷川（二八隣b）	土石流	次の図のとおり
中ヶ原川（一九隣d）	土石流	次の図のとおり

下垣内川（五〇一三一）	土石流	次の図のとおり	下垣内川（五〇一三一）	土石流	次の図のとおり
日之平川（四五隣b）	土石流	次の図のとおり	日之平川（四五隣b）	土石流	次の図のとおり
野呂川（五〇〇七隣b）	土石流	次の図のとおり	野呂川（五〇〇七隣b）	土石流	次の図のとおり
光木川（八隣c）	土石流	次の図のとおり	光木川（八隣c）	土石流	次の図のとおり
野呂川（五〇〇六隣）	土石流	次の図のとおり	野呂川（五〇〇六隣）	土石流	次の図のとおり
市原川（七五二二隣f）	土石流	次の図のとおり	市原川（七五二二隣f）	土石流	次の図のとおり
市原川（七五二二隣g）	土石流	次の図のとおり	市原川（七五二二隣g）	土石流	次の図のとおり
市原川（七五二二隣h）	土石流	次の図のとおり	市原川（七五二二隣h）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。